

梅丘中学校避難所における生活ルール

制定：令和2年10月6日
梅丘中学校避難所運営本部

この避難所は、松原5・6丁目自治会を主体とした梅丘中避難所運営本部のもとに運営・管理されております。避難された方々の秩序ある行動と共同生活を安全かつ安心して過ごすために以下の点のご協力をお願いいたします。また、避難所は感染症の対策が万全ではないため、共同生活による新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染リスクが高いことを予めご了承ください。

記

- 1 運営本部の指示に従って、円滑な共同生活をするように配慮する。生活区画は運営本部が指定する。
- 2 避難所に入所する時は、体育館棟入り口の受付で「避難者カード」に記入し、転出する場合なども届け出る。
- 3 避難所に入所する時は、できるだけ以下の物品を持参する。
 - (1) 飲料水、食料
 - (2) 日常服用している薬
 - (3) 上履き（校舎や体育館は土足厳禁です。）
 - (4) 衛生用物品（マスク、消毒用アルコール、石けん、ウェットティッシュ、体温計等）
 - (5) その他日用品（タオル、トイレットペーパー、携帯トイレなど）
- 4 校舎内や体育館内は土足禁止。履物は各自で管理をする。
- 5 各自の所持品や貴重品は、自己の責任において管理をする。
- 6 衛生管理のため、ごみは分別して各自で指定場所に捨てる。また、避難所の居住区域やトイレ等の清掃は、避難者で協力して交替で公平に行う。
- 7 上下水道が復旧するまでは、校内のトイレは使用できない（携帯トイレは可能）ので、本部が設置する仮設トイレを利用する。
- 8 食料や物資は、本部から配給するので、校内や備蓄倉庫の物品は勝手に持ち出さない。
- 9 睡眠や休息の妨げになるような音声、音量などに注意を払う。携帯電話は居室内では使用しない。
- 10 飲酒及び喫煙は学校敷地内では禁止であり、火気も厳禁である。
- 11 心身障害者・高齢者・幼児などの災害弱者の方への配慮をする。
- 12 学校施設内にある表示物（立入り禁止や使用禁止など）は、その表示に従うこと。
- 13 学校の授業が一日も早く再開・復学できるよう、避難者同士で協力する。
- 14 犬や猫などのペットや動物類を、校舎や体育館内に入れることはできないので、校庭の指定の場所（鉄棒付近）で飼い主が責任を持って管理する。
- 15 学校敷地内への自転車、自家用車の乗り入れは禁止する。
- 16 感染症対策のため、手洗い、マスク着用、検温など各自体調管理に努める。
- 17 上記のほか必要に応じて運営本部にて検討し決定するので、遵守すること。